

平成27年1月29日

石川県中小企業団体中央会

会長 山出 保 殿

「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、石川県においては、労働者一人平均の年間総実労働時間は1,700時間台まで減少してきているものの、いわゆる正社員等一般労働者の年間総実労働時間は依然として2,000時間台で推移しています。また、年次有給休暇の取得率をみましても、38%と低い水準にとどまっています。

「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」（平成26年6月24日閣議決定）において「働き方改革の実現」が掲げられ、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年11月28日施行）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられるなど、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、企業において長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直すことが求められています。

そこで、石川労働局においては、この1月、私を本部長として「石川労働局 働き方改革推進本部」を設置し、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしたところです。

長時間労働の抑制や休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。また、企業において働き方の見直しを効果的に進めるためには、企業トップの発意による自主的な取組が不可欠です。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

石川労働局長

高 渕 寛 一